

くらしを豊かにし、清潔で明るいまちづくり

## 事業場排水と下水道



那覇市上下水道局料金サービス課

---

※ 目 次 ※

---

1. まえがき	1
2. 下水がきれいになるまで	2
3. 工場・事業場の下水を下水道に流す場合のルール	4
4. 特定施設、特定事業場とは	5
5. 除害施設とは	5
6. 下水道へ排除する場合の水質基準	6
7. 特定施設の設置等及び除害施設の設置等の届出	8
8. 水質の測定義務	9
9. 報告の徴収	9
10. 立ち入り検査	10
11. 除害施設等の維持管理	10
12. 事故時の措置	11
13. 水質分析機関案内	12
14. 特定施設一覧表	13
15. 届出書 記載例等	26

(ア) 特定施設設置届出書	(ク) 除害施設使用開始届
(イ) 特定施設の構造等変更届出書	(ケ) 事故届出書
(ウ) 特定施設使用届出書	
(エ) 氏名変更等届出書	
(オ) 特定施設使用廃止届出書	
(カ) 承継届出書	
(キ) 除害施設設置届	



## 1. まえがき

---

近年、環境汚濁防止の施策が種々講じられておりますが、依然として公共用水域（川や海）の汚染は問題となっています。公共下水道は、市民の皆さまの健康と快適な環境を目指して整備されたものです。

下水にはいろいろな物質が含まれています。とりわけ工場や各種事業場から排出される排水は、そのまま下水管に排除すると、下水管の破損や下水処理機能を低下させたり、処理できない物質があるため、川や海を水質汚濁に巻き込み生活環境の悪化を招きます。

このパンフレットは、工場・事業場が公共下水道を使用される場合に必要な届出や排水規制等について説明したものです。内容を十分理解され適正に公共下水道を使用するよう努めてください。

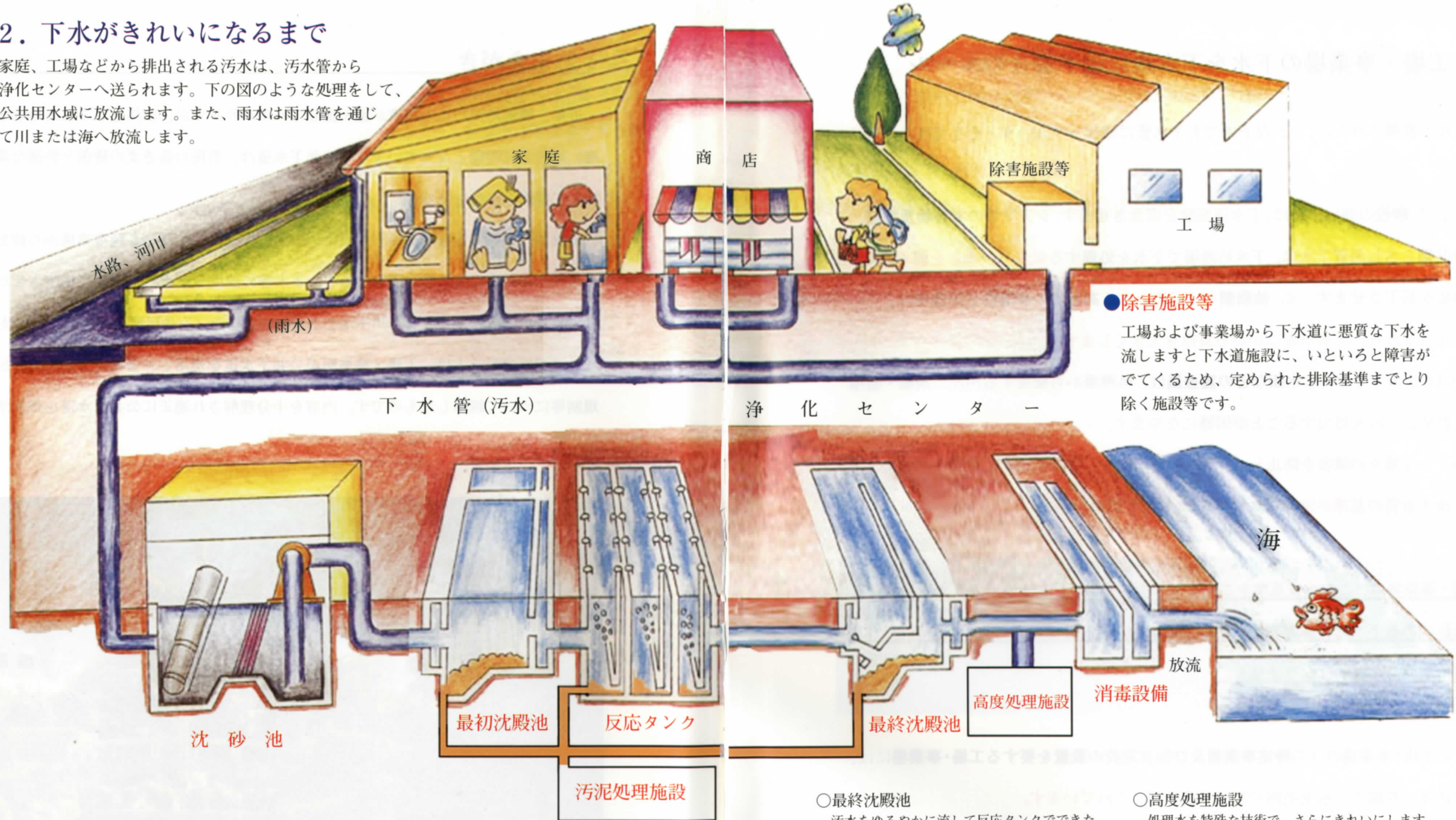


福州園



## 2. 下水がきれいになるまで

家庭、工場などから排出される汚水は、汚水管から浄化センターへ送られます。下の図のような処理をして、公共用水域に放流します。また、雨水は雨水管を通じて川または海へ放流します。



### ● 除害施設等

工場および事業場から下水道に悪質な下水を流しますと下水道施設に、いといろと障害がでてくるため、定められた排除基準までとり除く施設等です。

#### ○ 沈砂池

汚水をゆるやかに流して、大きなゴミや土砂を取り除きます。

#### ○ 最初沈殿池

汚水に含まれている浮遊物（ゴミ）を沈殿させます。

#### ○ 反応タンク

汚水に微生物の入った泥（活性汚泥）を加えて、空気を吹き込みます。汚水に溶け込んでいる汚れは、微生物の養分として吸収され、繁殖した微生物は沈みやすい活性汚泥になり、汚水はきれいになっていきます。

#### ○ 最終沈殿池

汚水をゆるやかに流して反応タンクでできた活性汚泥を沈ませます。きれいな上澄み水は消毒施設へ送ります。沈んだ活性汚泥は再び反応タンクに送ります。余った汚泥は汚泥処理施設へ送ります。

#### ○ 消毒設備

処理水を塩素で消毒し、海に放流します。

#### ○ 高度処理施設

処理水を特殊な技術で、さらにきれいにします。再生水として那覇新都心地区でトイレ用水などに利用しています。

#### ○ 汚泥処理施設

下水処理場で発生した汚泥は消化・脱水（脱水汚泥）し、バガス等と混ぜて肥料とし、リサイクルを行っています。



### 3. 工場・事業場の下水を下水道に流す場合のルール

下水道が整備されたら、どんな下水でも下水管に流せるかというところではありません。

たとえば、**酸性**の強い下水は、**下水道施設を腐食**させます。シアン等の有害物及び酸、**アルカリ類**を含む悪質下水は、下水処理場で下水を処理する**微生物の働きを弱め**、**下水処理機能を低下**させます。又、**油脂類**をはじめとする**高濃度の有機物や浮遊物**は、**下水管を詰まらせたり**、**下水処理にかかる負担を大きく**します。

このほか、**カドミウム、水銀などの重金属**は、処理場から発生する汚泥に濃縮・蓄積されるため、これを処分することが困難になります。

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保持するため、下水道に流す**水質の基準**が定められています。(P 7 参照)

工場・事業場は、この水質基準をこえる下水を流すことはできません。水質基準をこえる恐れのある下水は、**除害施設（汚水処理施設）**を設けるなど何らかの措置をして、**下水道に放流しなければなりません。**

これら工場・事業場のうち**特定事業場及び除害施設の設置を要する工場・事業場**には、**下水道法及び那覇市下水道条例で届出が義務づけられています。**

- ・ 下水道法第 12 条 3・4・7・8
- ・ 那覇市下水道条例第 29 条

(7. 特定施設の設置等及び除害施設の設置等の届出 P 8 参照)

## 4. 特定施設、特定事業場とは

**特定施設**とは、工場・事業場などの作業工程の中で、人の健康及び生活環境に対し、被害を及ぼすおそれのある物質を含んだ汚水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令（第1条別表第1）とダイオキシン類対策特別措置法施行令（第1条別表第2）で定められたものをいいます。（14. 特定施設一覧表P13参照）

下水道法では、この特定施設を設置している、工場・事業場を**特定事業場**といいます。特定事業場であるかどうかによって、届出の種類、罰則などが異なります。

## 5. 除害施設とは（下水道法第12条、法12条の11）

工場・事業場からの排水を下水道に流す場合には、下水道施設の機能を妨げないようにあらかじめ、有害物質等を取り除くことにより、一定の基準以下の水質にしなければなりません。このために必要な施設を**除害施設**といいます。

継続して公共下水道を使用する工場・事業場の全てを対象としたもので、下水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設の設置をしなければなりません。

(例)

対象事業場	物質	除害施設の種類
ガソリンスタンド・自動車整備工場など	油類（鉱油）	オイル阻集器
レストラン・ホテルの調理室	油類（動植物油）	グリース阻集器
染色業・クリーニングなど	酸・アルカリ	PH調整装置

## 6. 下水道へ排除する場合の水質基準

事業場等から公共下水道へ流すことができる下水の水質基準は、「**公共下水道の施設・機能を保全すること**」及び「**終末処理場からの放流水の水質基準を守ること**」を目的として下水道法により定められています。(P 7 表 1 のとおり)

### ① **特定事業場からの水質基準**(下水道法第 12 条の 2 第 1 項・法施行令第 9 条の 4)

この基準は、除害施設設置基準に優先して、特定事業場に適用され、この基準を超えた場合に、直ちに処罰されることがあります。(懲役又は罰金) これを「**直罰制度**」(下水道法第 46 条の 2) といいます。

※ **改善命令等** (下水道法第 37 条の 2)・・・特定事業場から排除される下水の水質が水質基準に適合しないおそれがある時は、特定施設の構造や汚水の処理方法について改善を命じたり、特定施設の使用もしくは公共下水道への下水の排除の停止を命じることがあります。

### ② **除害施設の設置基準** (下水道法 12 条・同法 12 条の 11・法施行令第 9 条第 1 項・那覇市下水道条例 27 条・28 条)

継続して公共下水道を使用する事業場等の全てを対象としたもので、下水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設の設置などをしなければなりません。

基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、**監督処分**(下水道法第 38 条第 1 項)の対象となり、その処分に従わなかった時には処罰(懲役又は罰金)されます。(下水道法第 46 条)

※ **改善命令等** (那覇市下水道条例第 31 条)・・・下水道条例 27 条・28 条に定める基準に適合しない水質の下水を排除している者に対し、期限を定めて水質改善することを命じ、又は下水の排除を一時停止することを命ずることができます。



表 1 下水排除基準

対象物質又は項目	対象事業場		非特定事業場			
	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満				
政 令 の 基 準  (健康項目)	カドミウム及びその化合物		0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物		1以下	1以下	1以下	
	有機燐化合物		1以下	1以下	1以下	
	鉛		0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	六価クロム		0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	ヒ素		0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	総水銀		0.005以下	0.005以下	0.005以下	
	有 害 物 質	アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル		0.003以下	0.003以下	0.003以下
		トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
		テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ジクロロメタン		0.2以下	0.2以下	0.2以下
		四塩化炭素		0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1. 2-ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下	0.04以下
		1. 1-ジクロロエチレン		1.0以下	1.0以下	1.0以下
		シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1. 1. 1-トリクロロエタン		3以下	3以下	3以下
		1. 1. 2-トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1. 3-ジクロロプロペン		0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チウラム		0.06以下	0.06以下	0.06以下
		シマジン		0.03以下	0.03以下	0.03以下
		チオベンカルブ		0.2以下	0.2以下	0.2以下
		ベンゼン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
		セレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
		環 境	ほう素及びその化合物		230以下	230以下
	ふっ素及びその化合物		15以下	15以下	15以下	
1. 4-ジオキサン			0.5以下	0.5以下	0.5以下	
ダイオキシン類			10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	
総クロム及びその化合物			2以下	2以下	2以下	
銅及びその化合物			3以下	3以下	3以下	
亜鉛及びその化合物			2以下	2以下	2以下	
フェノール類			5以下	5以下	5以下	
鉄及びその化合物			10以下	10以下	10以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)			10以下	10以下	10以下	
条 例 の 基 準	生物化学的酸素要求量(BOD)		600未満	600未満	600未満	
	浮遊物質(SS)		600未満	600未満	600未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5以下	5以下	5以下	
		動植物油脂類	30以下	30以下	30以下	
	水素イオン濃度		5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	
	温度		45℃未満	45℃未満	45℃未満	
	沃素消費量		220未満	220未満	220未満	

(備考)

1. 単位は、ダイオキシン・水素イオン濃度・温度を除きすべてmg/ℓ
2.  内は、直罰対象の排除基準
3.  内は、除害施設の設置等の義務にかかる排除基準



## 7. 特定施設の設置等及び除害施設の設置等の届出

公共下水道を使用する場合、特定施設（旅館業を除く）の設置者及び除害施設等の設置者は次の届出が必要です。

### (1) 特定施設の設置等の届出

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限
特定施設設置届出書	公共下水道を使用している者で特定施設を新しく設置しようとする場合 (下水道法第12条の3第1項)	設置の60日前までに提出
特定施設の構造等変更届出書	特定施設を設置している事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法、下水の量や水質などを変更しようとする場合 (下水道法第12条の4)	変更の60日前までに提出
特定施設使用届出書	公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (下水道法第12条の3第2項)	特定施設になった日から30日以内
	すでに特定施設を設置している事業場が新たに公共下水道を使用する場合 (下水道法第12条の3第3項)	公共下水道を使用することになった日から30日以内
氏名変更等届出書	特定施設の設置に関する届出をした事業場が、届出者の氏名、又は名称、住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合 (下水道法第12条の7)	変更の日から30日以内
特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止した場合 (下水道法第12条の7)	廃止の日から30日以内
承継届出書	届出者の地位を承継した場合 (下水道法第12条の8第3項)	承継した日から30日以内

(届出書記載例参照 P26～)

#### ・実施の制限

特定施設設置届出書と特定施設の構造等変更届出書は、届出が受理された日から60日経過した後でなければ、設置、変更してはならない。  
(下水道法第12条の6第1項)

#### ・計画変更命令

特定施設設置届出書と特定施設の構造等変更届出書は、届出の内容によっては、計画変更又は廃止を命じられることがあります。  
(下水道法第12条の5)

### (2) 除害施設の設置等の届出

P7の水質基準のうち  の基準に適合させるため、除害施設の設置など、何らかの措置をしようとする場合には事前にその計画を届ける必要があります。  
(那覇市下水道条例第29条)

なお、届け出た事項に変更がある場合にも、そのつど届出が必要です。  
(那覇市下水道条例第30条)

## 8. 水質の測定義務（下水道法第12条の12）

公共下水道を使用する特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。なお、自社測定できない場合には、水質分析機関に測定を委託して下さい。（13 水質分析機関案内 P12参照）

(イ) 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令に規定する検定の方法により行うこと。

(ロ) 水質の測定回数

測定項目	測定回数
温度・PH	排出の期間中、1日1回以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	7日に1回以上

(ハ) 水質の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取すること。

(ニ) 水質の測定は、公共下水道への排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で、公共下水道による影響の及ばない地点で行うこと。

(ホ) 測定の結果は、定められた様式（下水道法施行規則様式第13様式）により記録し5年間保存しておくこと。

## 9. 報告の徴収（下水道法第39条の2）

公共下水道を適正に管理するため、必要な限度において、公共下水道管理者が悪質下水の排除者及び、特定施設の設置者から、必要な報告を徴収することができます。

徴収できる報告の内容としては、下水を排除する事業場等の状況、除害施設に関する事、排除する下水の水質に関する事などです。



## 10. 立ち入り検査 (下水道法第13条)

公共下水道の管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できることになっています。

本市では、随時立ち入り検査を行い、特定施設、除害施設の稼働状況や下水の水質等の検査を実施し、必要に応じて施設の運転方法の変更や改善を命じることがあります。

## 11. 除害施設等の維持管理

除害施設を設置していても機能を十分に発揮しなければ、悪質下水の処理が不完全になります。下水処理施設、特に終末処理場に重大な被害を与える場合もありますから、排除基準に適合した処理水を得るためには**日常の維持管理が大切です**。一般的に次の事項について注意が必要です。

(イ) 除害施設等の管理責任者を定めて、管理責任体制を確立すること。

(ロ) 除害施設等の運転日報を作成し、整備保管しておくこと。

《記載事項》

- ・ 処理水量
- ・ 装置の稼働状況、清掃、部品の交換等
- ・ 原水、処理水の水質
- ・ 発生汚泥の量、処分の方法
- ・ 処理に要した薬品の量、在庫量、発注量
- ・ その他必要事項

(ハ) 処理水質や、除害施設に異常があったときは、原因の究明、適切な措置、その後の監視を十分に行い、公共下水道管理者に報告すること。

## 12. 事故時の措置 (下水道法第12条の9)

・ 特定事業場から一定の有害物質又は油が排出され、公共下水道に流す事故が発生した時は、直ちに、**応急の措置**を講ずるとともに、速やかに、事故の状況及び講じた措置を公共下水道管理者に届けなければなりません。

(事故届出書 P34 参照)

・ 公共下水道管理者は、応急な措置を講じていないと認める時は、**応急措置**を講ずべきことを**命ずる**ことができます。

### ※ 事故とは

特定事業場内において火災の発生、停電による除害施設の機能の停止、貯蔵タンクや配管の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態のこと。

### ※ 応急の措置とは

引き続き有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管などの施設等への有害物質又は油の供給停止、また、流出を防ぐための土のうの積み上げ、吸着マットの設置による回収のことで

### ※ 措置の対象となる物質及び油 (下水道法施行令第9条の8)

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類						
カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物			
六価クロム化合物	砒素及びその化合物	1.1.1-トリクロロエタン	ポリ塩化ビフェニル			
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素			
1.2-ジクロロエタン	1.1-ジクロロエチレン	ほう素及びその化合物	ふっ素及び化合物			
1.1.2-トリクロロエタン	1.3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン			
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ダイオキシン類			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1.2-ジクロロエチレン	塩化ビニルモノマー			
1.4-ジオキサン						
水質汚濁防止法施行令第3条の3各号に掲げる7種類の油						
原油	重油	潤滑油	軽油	灯油	揮発油	動植物油



### 13. 水質分析機関案内

水質分析機関名	所在地	電話番号
(株)沖縄環境保全研究所	うるま市	934-7020
(財)沖縄県環境科学センター	浦添市	875-1941
(株)沖縄環境分析センター	宜野湾市	897-0910
(株)沖縄環境科学研究所	宜野湾市	893-8444
(有)沖縄環境技術センター	宜野湾市	897-6651
(株)イーエーシー	浦添市	942-0085
(株)南西環境研究所	西原町	835-8411
(財)沖縄県公衆衛生協会	南城市	945-2686
沖縄環境調査(株)	那覇市	861-7373
(有)環境リサーチ	うるま市	921-4235
(有)沖縄環境地域コンサルタント	南城市	871-1135
(株)総合環境研究機構	那覇市	874-2040



## 14. 特定施設一覧表（1） —水質汚濁防止法施行令別表第1—

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設</p> <p>(ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘さく用の泥水分離施設</p>
1—2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>(ロ) 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>(ハ) 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>(ハ) 湯煮施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗淨施設</p> <p>(ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗淨施設</p> <p>(ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗淨施設 (ハ) 湯煮施設</p> <p>(ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設</p>
6	小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗淨施設（流送施設を含む。）</p> <p>(ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設</p>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機



10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む) (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設にあつて、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) 分離施設 (ニ) 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18—2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18—3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設

20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21—2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21—3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21—4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23—2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 塩水精製施設 (ロ) 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設



27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機</p> <p>(ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>(ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>(ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>(ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>(チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>(リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>(ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>(ロ) さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>(ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>(ヘ) クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器</p> <p>(ハ) タール酸ソーダー硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸りゅう施設</p> <p>(ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>(ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>

32	<p><b>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</b></p> <p>(イ) ろ過施設  (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設  (ハ) 遠心分離機           (ニ) 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p><b>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</b></p> <p>(イ) 縮合反応施設       (ロ) 水洗施設  (ハ) 遠心分離機       (ニ) 静置分離器  (ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設  (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りょう施設  (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設  (チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設  (リ) 廃ガス洗浄施設   (ヌ) 湿式集じん施設</p>
34	<p><b>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</b></p> <p>(イ) ろ過施設           (ロ) 脱水施設  (ハ) 水洗施設           (ニ) ラテックス濃縮施設  (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p><b>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</b></p> <p>(イ) 蒸りゅう施設   (ロ) 分離施設           (ハ) 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p><b>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</b></p> <p>(イ) 廃酸分離施設   (ロ) 廃ガス洗浄施設   (ハ) 湿式集じん施設</p>
37	<p><b>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</b></p> <p>(イ) 洗浄施設           (ロ) 分離施設           (ハ) ろ過施設  (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設  (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設</p>



	<p>(ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>(チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設</p> <p>(リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>(ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>(カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>(ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>(タ) 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設</p>
38-2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設</p>
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設</p>

46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (二) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (二) 混合施設 (第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。 以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸りゅう施設 (ハ) 脱硫施設 (二) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (二) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設(蒸気養生施設を含む)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設



57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）水洗式破碎施設 （ロ）水洗式分別施設 （ハ）酸処理施設 （ニ）脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）水洗式破碎施設 （ロ）水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）タール及びガス液分離施設 （ロ）ガス冷却洗浄施設 （ハ）圧延施設 （二）焼入れ施設 （ホ）湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）還元そう （ロ）電解施設（熔融塩電解施設を除く。） （ハ）焼入れ施設 （二）水銀精製施設 （ホ）廃ガス洗浄施設 （ヘ）湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）焼入れ施設 （ロ）電解式洗浄施設 （ハ）カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 （二）水銀精製施設 （ホ）廃ガス洗浄施設
63—2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63—3	石灰を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）タール及びガス液分離施設 （ロ）ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む）
64—2	水道施設〔水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。〕、工業用水道施設〔工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。〕又は、自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （イ）沈でん施設 （ロ）ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設

66	電気めつき施設
66—2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)
66—3	旅館業〔旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く)をいう。〕の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗たく施設 (ハ) 入浴施設
66—4	共同調理場〔学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。〕に設置されるちゅう房施設〔業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。〕
66—5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66—6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66—7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店、その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66—8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積1500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68—2	病院〔医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。〕で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗淨施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69—2	中央卸売市場〔卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。〕に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場

69—3	<p><b>地方卸売市場</b>〔卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。〕に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>（イ）卸売場                      （ロ）仲卸売場</p>
70	<p><b>廃油処理施設</b>〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。〕</p>
70—2	<p><b>自動車分解整備事業</b>〔道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。〕の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p>
71	<p><b>自動式車両洗淨施設</b></p>
71—2	<p><b>科学技術</b>（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>（イ）洗淨施設                      （ロ）焼入れ施設</p> <p>※科学技術に関する研究等を行う事業場とは、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国又は地方公共団体の試験研究機関 （人文科学のみに係るものを除く）</li> <li>2. 大学及びその附属試験研究機関 （人文科学のみに係るものを除く）</li> <li>3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く）</li> <li>4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設</li> <li>5. 保健所    6. 検疫所    7. 動物検疫所</li> <li>8. 植物検疫所    9. 家畜保健衛生所                      10. 検査業に属する事業場</li> <li>11. 商品検査業に属する事業場</li> <li>12. 臨床検査業に属する事業場    13. 犯罪鑑識施設</li> </ol>
71—3	<p><b>一般廃棄物処理施設</b>〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。〕である焼却施設</p>
71—4	<p><b>産業廃棄物処理施設</b>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条</p>



	<p>第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者[廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。]が設置するもの</p> <p>(ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p>
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

特定施設一覧表(2) -ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2-

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 硫酸濃縮施設 (ロ) シクロヘキサン分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 乾燥施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ(3・2-b:3'・2'-m)トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ) ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (二) 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設

13	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設</p>
14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収〔ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。〕の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）ろ過施設 （ロ）精製施設 （ハ）廃ガス洗浄施設</p>
15	<p>別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>（イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設</p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設</p>
17	<p>フロン類〔特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。〕の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）プラズマ反応施設 （ロ）廃ガス洗浄施設</p> <p>（ハ）湿式集じん施設</p>
18	<p>下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>
19	<p>第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限る、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>



## 15. 届出書 記載例等

法定様式第六 特定施設設置届出書

### 特定施設設置届出書

平成 \*\* 年 4 月 1 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

### 記 載 例

申請者

住 所 那覇市\*\*町\*\*番地 電話番号□□□-□□□□

氏名又は名称及び \*\*工業株式会社

法人にあつては

その代表者の氏名 代表取締役社長 \*\* 太郎 印

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	**工業株式会社**工場	※整理 番号	
工場又は事業場の所在地	那覇市**町**番地	※受理 年月日	年 月 日
特定施設の種類	66 電気めつき施設	※施設 番号	
		※審査 結果	
△特定施設の構造	別紙 (1) のとおり。	※備考	
△特定施設の使用の方法	別紙 (2) のとおり。		
△汚水の処理の方法	別紙 (3) のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙 (4) のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙 (5) のとおり。		

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 特定施設の構造等変更届出書

平成\*\*年 7月 1日

### 記 載 例

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者

住 所 那覇市\*\*町\*\*番地 電話番号□□□-□□□□

氏名又は名称及び \*\*工業株式会社

法人にあつては

その代表者の氏名 代表取締役社長 \*\* 太郎 印

下水道法第12条の4の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	**工業株式会社**工業	※整理 番号	
		※受理 年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	那覇市**町**番地	※施設 番号	
特定施設の種類	66 電気めつき施設	※審査 結果	
△特定施設の構造  (特定施設の使用の方法、 汚水の処理の方法、下水の 量及び水質、用水及び排水 の系統)	別紙のとおり。	※備考	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。届出別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

## 特定施設使用届出書

平成    \*\*年    4月    1日

### 記 載 例

那覇市上下水道事業管理者    宛

申請者

住 所    那覇市\*\*町\*\*番地    電話番号□□□-□□□□

氏名又は名称及び    \*\*工業株式会社

法人にあつては

その代表者の氏名    代表取締役社長    \*\*    太郎    印

下水道法第12条の3第2項

~~下水道法第12条の3第3項~~の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	**工業株式会社**工業	※整理 番号	
工場又は事業場の所在地	那覇市**町**番地	※受理 年月日	年    月    日
特定施設の種類	66 電気めつき施設	※施設 番号	
		※審査 結果	
△特定施設の構造	別紙（1）のとおり。	※備考	
△特定施設の使用の方法	別紙（2）のとおり。		
△汚水の処理の方法	別紙（3）のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙（4）のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙（5）のとおり。		

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。



## 氏名変更等届出書

### 記 載 例

平成 \*\*年 4月 5日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者

住 所 那覇市\*\*町\*\*番地 電話番号□□□-□□□□

氏名又は名称及び \*\*工業株式会社

法人にあつては

その代表者の氏名 代表取締役社長 \*\* 太郎 印

氏名(名称、~~住所、所在地~~)に変更があつたので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前	** 次郎	※整理番号	
			※受理年月日	年 月 日
	変 更 後	** 太郎	※施設番号	
			※備考	
	変 更 年 月 日	平成 ** 4月 1日		
	変 更 の 理 由	人事異動のため (社長交代のため)		

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 特定施設使用廃止届出書

### 記 載 例

平成\*\*年 6月 1日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者

住 所 那覇市\*\*町\*\*番地 電話番号□□□-□□□□

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名      \*\*工業株式会社  
代表取締役社長      \*\* 太郎 印

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は 事業場の名称	**工業株式会社 **工場	※整理 番号	
工場又は 事業場の所在地	**市**町**番地	※受理 年月日	年 月 日
特定施設の種 類	66電気めっき施設	※施設 番号	
特定施設の 設置場所	別添図とおり。	※備考	
使用廃止の年月日	平成**年 5月 20日		
使用廃止の理由	移転廃止のため		

- 備考
1. ※印欄は、記載しないこと。
  2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 承継届出書

### 記載例

平成\*\*年 8 月 1 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者

住所 那覇市\*\*町\*\*番地 電話番号 □□□-□□□□

氏名又は名称及び \*\*工業株式会社

法人にあつては

その代表者の氏名 代表取締役社長 \*\* 太郎 印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項の規定により、次のとおり届け出します。

工場又は事業場の名称	**工業株式会社	※整理番号			
工場又は事業場の所在地	那覇市**町**番地	※受理年月日	年 月 日		
特定施設の種類の種類	65酸又はアルカリによる表面処理施設	※施設番号			
特定施設の設置場所	別添図のとおり	※備考			
承継の年月日	平成**年7月15日				
被承継者	氏名又は名称			株式会社** 代表取締役社長**次郎	
	住所			**市**町**番地	
承継の原因	借り受け				

備考 1. ※印の欄は、記載しないこと  
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



除害施設設置届  
記載例

※※年 9 月 1 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

住所 那覇市〇-〇-〇  
届出者  
名称 株式会社〇〇〇  
代表者名 那覇 太郎 印  
電話 886-△△△△

次のとおり除害施設を設置したいので、関係書類を添えてお届けします。

	設 置 場 所	那覇市おもろまち〇-〇-〇	
	処 理 方 法	透析排液希釈	
	施 設 名 称	〇〇〇病院	
	工 事 内 容	(新設) ・ 増設 ・ 改築	
	構造、処理工程その他必要書類	別 添	
施 工 業 者	住 所	那覇市泉崎△-△-△	工 事 予 定 期 間
	名 称	株式会社 〇〇〇組	自 ※※年 10月 1日
	代表者名	□□ □□□	至 ※※年 1月 31日
	電 話	888-1234	
	備考		

除害施設使用開始届

記載例

※※年2月10日

那覇市上下水道事業管理者 宛

住所 那覇市〇—〇—〇

届出者

名称 株式会社 〇〇〇

代表者名 那覇 太郎 印

電話 886-△△△△

次のとおり除害施設を使用開始したいのでお届けします。

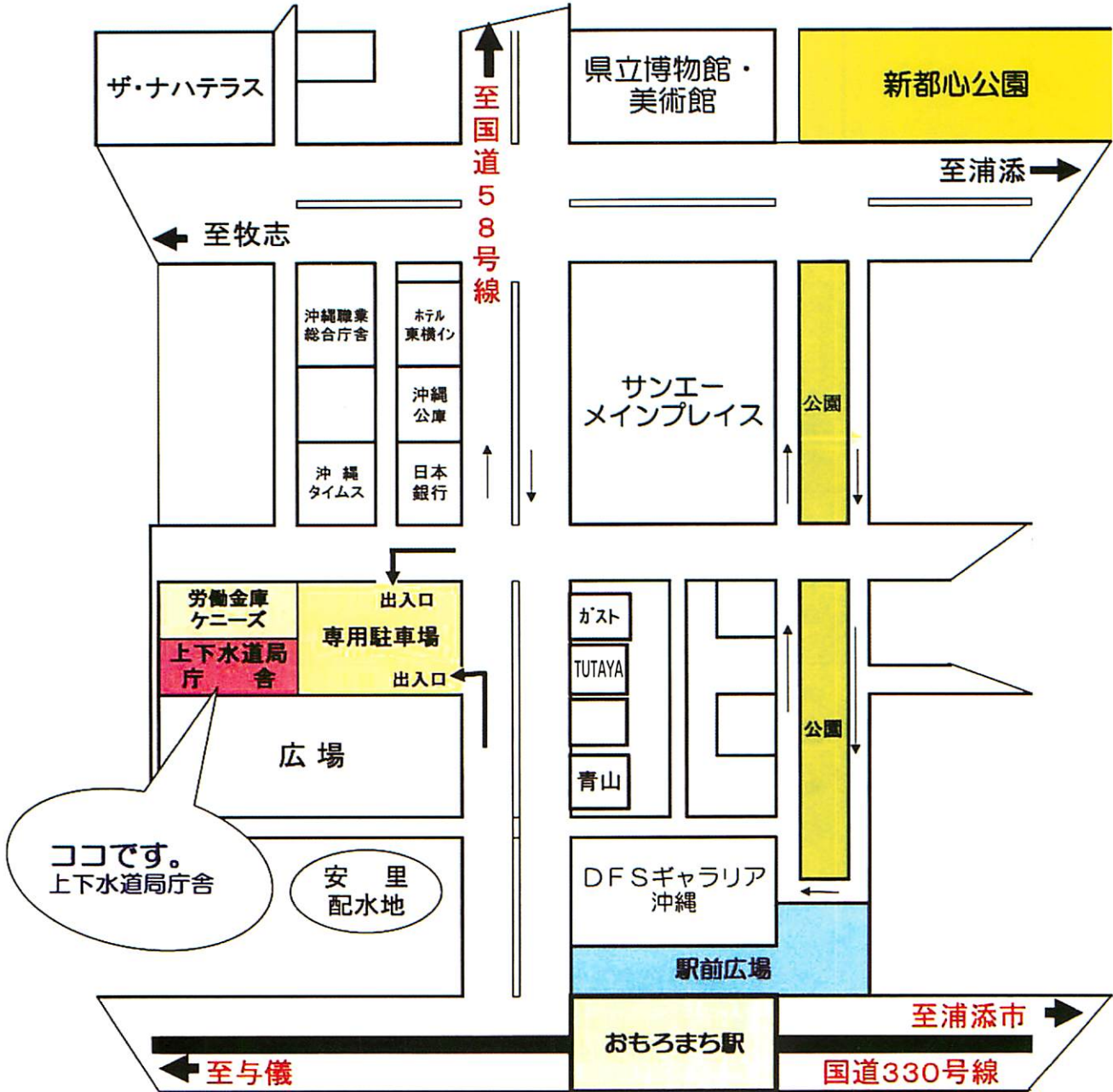
水量及び水質	水量月平均 300 m <sup>3</sup> 日最大 20,0 m <sup>3</sup> 水質別紙のとおり		
排水口数	1箇所	工事期間	自 ※※年10月1日 至 ※※年1月31日
施設名称	〇〇〇病院		
処理方法	透析排液希釈	使用開始 年月日	※※年2月9日
備考			





# 【案内図】

料金サービス課 電話 941-7810 : FAX 941-7820





特定施設、除害施設等の設置、その他工場・事業場排水  
に関する事項については下記までお問い合わせ下さい。



那覇市上下水道局  
料金サービス課 排水設備係  
〒 900-0006  
那覇市おもろまち1-1-1  
電話番号: 直通 941-7810  
FAX: 941-7820